

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針

平成 30 年 12 月 25 日

目 次

○ 平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 30 年 12 月 25 日閣議決定)	
1 基本的考え方	1
2 一括法案の提出等	1
3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援	2
4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等	2
経済産業省	2
国土交通省	3
5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等	4
内閣府	4
文部科学省	4
厚生労働省	4
6 義務付け・枠付けの見直し等	5
内閣官房	5
内閣府	6
警察庁	13
金融庁	14
消費者庁	15
総務省	15
法務省	22
外務省	22
財務省	23
文部科学省	24
厚生労働省	29
農林水産省	47
経済産業省	50
国土交通省	52
環境省	58
(別紙) 移譲後の措置	63

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針

〔平成 30 年 12 月 25 日
閣 議 決 定〕

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、2014 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

2018 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018 改訂版）」（平成 30 年 12 月 21 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記 4 から 6 までの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を 2019 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【経済産業省】

(1) 中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）

特定共済組合及び特定共済組合連合会等（全国を地区とするものを除く。）の経営の健全性を判断するための基準の策定（58 条の 4）並びに施行令 33 条 2 号に基づき経済産業局長へ委任している事業協同組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に 2020 年中に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）

施行令 12 条に基づき経済産業局長へ委任している協業組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に 2020 年中に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(3) 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭 45 法 96）

経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令（27 条）については、電気工事に起因する波及事故等の発生状況及び都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者等に対する監督処分の実績の実態把握並びに都道府県の意向調査を行った上で、都道府県への並行権限付与等、国・都道府県の連携強化の在り方を検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基

づいて必要な措置を講ずる。

(4) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51)

経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。

(5) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39)

地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)に係る事務・権限については、都道府県等の意見を踏まえつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【国土交通省】

(1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)

特定共済組合及び特定共済組合連合会等(全国を地区とするものを除く。)の経営の健全性を判断するための基準の策定(58条の4)並びに施行令33条3号に基づき地方整備局長又は地方運輸局長へ委任している事業協同組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に2020年中に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

施行令12条に基づき地方整備局長又は地方運輸局長へ委任している協業組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に2020年中に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【内閣府】

(1) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

【文部科学省】

(1) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

【厚生労働省】

(1) 介護保険法（平 9 法 123）

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等（115 条の 32 から 115 条の 34）に係る事務・権限については、中核市に移譲する。

(2) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

(3) 療育手帳制度に関する事務

療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

6 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣官房】

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(i) 児童福祉法(昭22法164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(別表2の9)において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に2018年中に通知する。

(関係府省：内閣府、総務省及び厚生労働省)

[措置済み(平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)]

(ii) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)による特定医療

費の支給に関する事務（別表2の119）において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平26厚生労働省令121）8条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭14法73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭22法50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭26法191）に基づく障害補償）に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に2018年中に通知する。

（関係府省：内閣府、総務省及び厚生労働省）

〔措置済み（平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知）〕

【内閣府】

（1）災害救助法（昭22法118）

（i）借上型仮設住宅の供与（4条1項1号）については、以下のとおりとする。

- ・被災地域の実情に応じた家賃相場等を平常時から十分に精査した上で、適切な家賃上限額が設定されるよう、全国会議等を通じ、改めて地方公共団体に2019年度中に周知する。
- ・借上型仮設住宅に関する国と都道府県との個別協議が円滑に行われるよう、過去の事例や個別協議の要点等を、全国会議等を通じ、地方公共団体に2019年度中に周知する。

（ii）救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。

（2）児童福祉法（昭22法164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）

近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能である

ことを明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

(関係府省：厚生労働省)

(3) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(i) 事業所内保育事業（児童福祉法 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）については、地域の実情を踏まえ、満 3 歳以上の児童の受入れ等が可能であることを明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

(関係府省：厚生労働省)

(ii) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 61）のうち、連携施設（同令 6 条 1 項に規定する連携施設をいう。以下同じ。）に関する規定については、以下のとおりとする。

- ・連携施設に関する経過措置（同令附則 3 条）の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

- ・市町村長（特別区の長を含む。）が家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、同令 6 条 2 項に定める要件の全てを満たすと認める場合には、同条 3 項に定める者を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることを措置する。

(関係府省：厚生労働省)

[措置済み(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 65 号）)]

- ・保育所型事業所内保育事業（同令 43 条に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。以下同じ。）について、満 3 歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とすることについて検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

- ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定（同令 6 条 3 号）については、企業主導型保育施設又は認可外保

育施設（児童福祉法 59 条 1 項に規定する施設のうち、同法 39 条 1 項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。）であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：厚生労働省）

（４）児童福祉法（昭 22 法 164）及び認定こども園施設整備交付金

認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、事前協議における書類の様式を統一する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

[措置済み（平成 30 年 2 月 16 日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡、平成 30 年 2 月 16 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）]

（５）教育職員免許法（昭 24 法 147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平 24 法 66）附則 5 条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（６）災害対策基本法（昭 36 法 223）

（i）罹災証明書の交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図るため、航空写真等による判定を可能とし、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正し、その旨を地方公共団体に 2017 年度中に周知する。

[措置済み（平成 30 年 3 月災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 13 年内閣府政策統括官（防災担当））一部改定、平成 30 年 3 月災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（平成 20 年内閣府政策統括官（防災担当））一部改定）]

(ii) 指定緊急避難場所の指定（49条の4第1項）については、近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所を指定することが可能であることを明確化するため、改めて地方公共団体に2019年度中に通知する。

（関係府省：総務省）

（7）所得税法（昭40法33）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

(i) 生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出（所得税法225条）については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：金融庁及び財務省）

(ii) 申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（8）住民基本台帳法（昭42法81）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、申請者等への口頭での確認等により世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に2018年度中に通知する。

（関係府省：総務省）

[措置済み（平成30年11月27日付け内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡）]

（9）災害弔慰金の支給等に関する法律（昭48法82）

災害援護資金の貸付け（10条）については、以下のとおりとする。

- ・被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて貸付額を決定することが可能であることを、地方公共団体へ2019年度中に周知する。

- ・災害援護資金の貸付けに係る保証人（施行令 8 条）については、政令を改正し、保証人を立てることを要しないこととするを、2019 年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。
- ・災害援護資金の償還方法（施行令 7 条 3 項）については、政令を改正し、条例により月賦償還を認めることを 2019 年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。

(10) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

- (i) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長（指定都市市長及び中核市市長を除く。）への協議（3 条 6 項）については、当該認定こども園の設置者が市町村（指定都市及び中核市を除く。）である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- (ii) 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

(11) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

- (i) 子ども・子育て支援交付金については、交付金の返還に係る地方公共団体の円滑な事務の執行が可能となるよう、毎年度可能な限り早期に交付金額を確定する。

- (ii) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平 27 内閣府告示 49）1 条 35 号の 5）における加算額の配分方法等については、2018 年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

(12) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）及び保育士等キャリアアップ研修

保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に 2019 年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

(13) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

(i) 児童福祉法（昭 22 法 164）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（別表 2 の 9）において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、児童福祉法施行規則（昭 23 厚生省令 11）7 条の 5 に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭 14 法 73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭 26 法 191）に基づく障害補償）に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に 2018 年中に通知する。[再掲]

（関係府省：内閣官房、総務省及び厚生労働省）

[措置済み（平成 30 年 8 月 1 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知）]

(ii) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）による特定医療費の支給に関する事務（別表 2 の 119）において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平 26 厚生労働省令 121）8 条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭 14 法 73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭 26 法 191）に基づく障害補償）に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に 2018 年中に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣官房、総務省及び厚生労働省)

[措置済み(平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)]

- (iii) マイナポータル(個人向け行政ポータルサイト)における「お知らせ機能」については、「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平28内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長)に掲げる事務に限らず、地方公共団体が行う個人番号利用事務(9条1項及び2項)であれば利用可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。
- (iv) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。

- ・介護保険法施行規則(平11厚生省令36)に規定する被保険者証(同令27条1項)等
- ・国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)に規定する被保険者証(同令7条1項)等
- ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平19厚生労働省令129)に規定する被保険者証(同令19条)等
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平18厚生労働省令19)に規定する障害福祉サービス受給者証(同令23条1項)、地域相談支援受給者証(同令34条の50第1項)及び自立支援医療受給者証(同令48条1項)並びに療養介護医療受給者証
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令31)に規定する精神障害者保健福祉手帳(同令30条)

また、身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳(同令7条及び8条)の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

- (14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)